

基発 0815 第 2 号
平成 26 年 8 月 15 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金業務）の
一部改正について

労災保険業務に係る機械処理事務については、「労災保険業務機械処理事務手引」（平成 23 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 3 号）により取り扱ってきたところであるが、今般、年金・一時金システムを改修したことに伴い、平成 26 年 8 月 15 日から労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金業務）を別紙のとおり一部改正することとしたので、今後の事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、当該システム改修に伴い変更した内容は、下記のとおりである。

記

1 データベース復活処理

現行システム上削除されている年金・一時金に係る被災者情報及び支払履歴情報について、労働基準行政システム職員ポータル「データベース復活」画面上から、当該情報を復活させる機能を追加する改修を行ったため、この記述部分を変更した。

2 5 年以上遡及処理

「変更帳票」（帳票種別 39562）、「訂正帳票」（帳票種別 39563）等を登記処理する際、5 年以上前に遡及して、年金額等に影響を及ぼす期間に係る計算処理を可能とする改修を行ったため、この記述部分を変更した。

3 労災年金、一時金等の支払額等を補正する機能

支給決定済の労災年金並びに特別年金及び労災就学等援護費について、適正と判断する支払額等に補正する機能、また、一時金たる保険給付並びに特別一時金及び定額の特別支給金について、適正と判断する支払額等に実額訂正を行う機能の追加を行ったため、この記述部分を追加した。

4 年金の過払い金に係る回収方法を切り替える機能

継続中の年金給付の回収方法について、「内払調整」から「債権選択」に変更可能とする機能の改修を行ったため、この記述部分を追加した。

年金・一時金業務

項目	章	節	目次	概要	実施内容	該当ページ
1	I 基本的事項	I-目次	目次	共通	ページ番号の繰り下げ II 機械処理事務 3 変更処理 (決断処理) ⇒ II-3-211 II 機械処理事務 3 変更処理 (2) 変更処理書 ⇒ II-3-212 II 機械処理事務 4 訂正処理 (決断処理) ⇒ II-4-102 II 機械処理事務 4 訂正処理 (2) 訂正処理書 ⇒ II-4-103 II 機械処理事務 4 訂正処理 (WEB訂正処理) ⇒ II-4-110 II 機械処理事務 (3) 一時金氏名・住所情報訂正 ⇒ II-4-111	目次1~2
2		I-目次	目次	年金の支払額等を補正する機能	目次の以下項目配下に行政職入力処理を追加。 II 機械処理事務 10 行政職入力処理 II-10-1 (登記処理) II-10-13 (1) 内払処理履歴 II-10-14 (2) 当期支払履歴 II-10-45 (解除処理) II-10-88 (3) 内払処理履歴(未決) II-10-69 (4) 内払処理履歴(未決) II-10-83 (5) 当期支払履歴(未決) II-10-101 (6) 当期支払履歴(未決) II-10-113 (決断処理) II-10-128 (7) 内払処理履歴 II-10-130 (8) 当期支払履歴(代差を払い) II-10-140 (9) 当期支払履歴(控除) II-10-149	目次2~3
3		I-目次	目次	データベース復活処理	目次の以下項目配下にデータベース復活処理を追加。 II 機械処理事務 11 データベース復活処理 II-11-1 (登記処理) II-11-2 (1) 基本復活 II-11-5 (2) 支払履歴復活 II-11-15 (解除処理) II-11-23 (3) 登録済データベース復活キー削除 II-11-24	目次3
4		I-目次	目次	年金の支払額等を補正する機能	目次の以下項目配下に新規補償を追加。 IV 業務資料 4 支払履歴リスト (10) 行政職入力確認及び支払額等決定決断一貫(内払処理履歴) (本専用) IV-4-2 (11) 行政職入力確認及び支払額等決定決断一貫(当期支払履歴) (専用) IV-4-27 (12) 行政職入力確認一貫(専用) IV-4-29	目次4
5		I-目次	目次	年金の支払額等を補正する機能	ページ番号の繰り下げ (1) 受給権者食糧補償変更リスト ⇒ IV-4-3 (2) 指定年納到達予定者リスト(専用) ⇒ IV-4-5 (3) 支給停止解除予定者リスト ⇒ IV-4-8 (4) 支払取消リスト ⇒ IV-4-11 (5) 支払承認通知リスト ⇒ IV-4-12 (6) 支払回収データリスト ⇒ IV-4-18 (7) 支払停止者リスト(専用) ⇒ IV-4-18 (8) 決断書履歴リスト(専) ⇒ IV-4-21 (9) 支払不備リスト(専用) ⇒ IV-4-23	目次4
6		I-目次	目次	データベース復活処理	下記を追加。 IV 業務資料 8 障害管理資料 (12) DB復活対象チェックリスト(専用) IV-8-27	目次5
7		I-目次	目次	データベース復活処理	ページ番号の繰り下げ (1) 年金支払明細表 ⇒ IV-8-3 (2) 年金額等変更リスト ⇒ IV-8-8 (3) 高齢者年金基本補償数・支払額リスト ⇒ IV-8-8 (4) 年金履歴リスト(専用) ⇒ IV-8-10 (5) 転居書一貫表(専用) ⇒ IV-8-13 (6) 支払停止者リスト(専用) ⇒ IV-8-15 (7) 援護費支給開始メッセージリスト ⇒ IV-8-17 (8) 援護費月額改定変更リスト(専用) ⇒ IV-8-19 (9) 援護費月額改定未支給リスト(専用) ⇒ IV-8-21 (10) 住民票コード履歴リスト(専用) ⇒ IV-8-23 (11) 労務課管理履歴未支給者リスト ⇒ IV-8-25	目次5
8		I-7	時効の取り扱い	共通	7 時効の取り扱い <修正前> 保険給付の請求権に係る消滅時効は、法令どおり機械処理されるが、時効の起算日等についての留意点は下記のとおりである。 <修正後> 保険給付の請求権に係る消滅時効については、法令どおり機械処理を行うものであるが、時効の起算日等に係る留意点については、以下のとおりである。	I-7-1
9		I-7	時効の取り扱い	共通	7 時効の取り扱い ①、②、③の記載内容を修正	I-7-1
10		I-8	文書報告事務	共通	第6のタイトルを修正 <修正前> 8 文書報告事務 <修正後> 8 本庁への連絡を要する事務	I-8-1
11		I-8	文書報告事務	共通	[文書報告一貫]の表を削除し、(1)、(2)、(3)の文書に修正	I-8-1~2
12		I-8	文書報告事務	共通	下記の文書報告書様式を削除 様式(1) 様式(2) 様式(3) 様式(4)石積用	I-8-3~8
13	II 機械処理事務	II-2	支給決定処理 (2) 登録票	共通	留意点①の以下を修正 <修正前> 文書報告書様式第1号により本庁(業務課)あてに報告し <修正後> 1-8期に基づき本庁(業務課)あてに報告し	II-2-55
14		II-2	支給決定処理 (2) 登録票	データベース復活処理	留意点①以下を修正 データベース復活処理(II-11)により、データベース(D/B)を復活させること。復活させるデータベース(D/B)が他局の管理データである場合は、文書報告書様式(①)第4号により本庁(業務課)あてに報告し。	II-2-87

項番	章	種別	目次	事務	変更内容	該当ページ
15		II-3	変更処理 (受付処理・発給処理)	5年以上遡及処理	<p>〔 送 還 の 取 扱 〕 (発給処理)に以下の文言を追加</p> <p>※ 発給処理時の入力確認画面上の項目「54 時給適用の有無」には、必ず「1」を入力すること(「1-7」参照)。 発給処理時には、画面上の「登録モード(R)」が「確定」になっているか確認すること。 発給処理後は、画面上の「印刷」ボタンを押下して「変更履歴確認画面」を出力し、変更履歴に該当することにより、決裁者は印刷に「1」が入力されているか確認すること。 なお、連絡、印刷処理が発生する事象については、決裁入力後「通知・関係票」により金額が正しく計算されているか確認すること。</p>	II-3-3
16		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	変更履歴の記入要領に番号54:時給適用の有無を追加	II-3-7
17		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	変更履歴入力時の出力画面に「時給適用の有無」を追加	II-3-8
18		II-3	変更処理 (1) 変更票	共通	<p>前変更処理一覧 以下の掲載ページを修正</p> <p>項番17 II-3-110 → II-3-111 項番18 II-3-115 → II-3-116 項番19 II-3-119 → II-3-120 項番20 II-3-123 → II-3-124 項番21 II-3-127 → II-3-128 項番22 II-3-131 → II-3-132 項番23 II-3-133 → II-3-134 項番24 II-3-137 → II-3-138 項番25 II-3-140 → II-3-141 項番26 II-3-143 → II-3-144 項番27 II-3-146 → II-3-149 項番28 II-3-151 → II-3-152 項番29 II-3-155 → II-3-156 項番30 II-3-161 → II-3-162 項番31 II-3-165 → II-3-166 項番32 II-3-175 → II-3-176 項番33 II-3-180 → II-3-181 項番34 II-3-184 → II-3-185 項番35 II-3-188 → II-3-189 項番36 II-3-191 → II-3-192 項番37 II-3-195 → II-3-196 項番38 II-3-198 → II-3-199 項番39 II-3-201 → II-3-202 項番40 II-3-206 → II-3-207</p>	II-3-11~12
19		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	<p>1 支給停止解除(両陣決断)(00-02)</p> <p>(f) 必要な記入項目 e 3 枚目【変更票(厚年等情報)】 <記入要領></p> <p>以下の項目に対し、記入要領の文言を修正 18 変更字-91</p> <p><修正前> 厚年情報を入力条件、調整コード(厚年等種別の変更)は、厚年等変更処理の留意点(II-3-109、110ページ参照)のとおりである。 <修正後> 厚年情報を入力条件は、支給決定処理の留意点(II-2(3)入力票3 留意点k参照)のとおりである。</p>	II-3-21
20		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	<p>1 支給停止解除(両陣決断)(00-02)</p> <p>(f) 必要な記入項目 e 3 枚目【変更票(厚年等情報)】 <記入要領></p> <p>以下の項目に対し、記入要領の文言を修正 22 変更字-92</p> <p><修正前> 厚年等種別については厚年等調整コードが調整及び請求中の場合は必須入力、それ以外の場合は入力不可である(II-3-108ページ参照)。 <修正後> 厚年等種別については厚年等調整コードが調整、請求中、及び支給停止の場合は必須入力、それ以外の場合は入力不可である。</p>	II-3-21
21		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	<p>1 支給停止解除(両陣決断)(00-02)</p> <p>(f) 必要な記入項目 e 3 枚目【変更票(厚年等情報)】 <記入要領></p> <p>以下の項目に対し、記入要領の文言を修正 28 変更字-93</p> <p><修正前> II-3-108ページ参照 <修正後> II-2(3)入力票3 留意点k</p>	II-3-22
22		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	<p>1 支給停止解除(両陣決断)(00-02)</p> <p>(f) 必要な記入項目 e 3 枚目【変更票(厚年等情報)】 <記入要領></p> <p>以下の項目に対し、記入要領の文言を修正 33 変更字-94</p> <p><修正前> II-3-108ページ参照 <修正後> II-2(3)入力票3 留意点k</p>	II-3-22
23		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	<p>1 支給停止解除(両陣決断)(00-02)</p> <p>(f) 必要な記入項目 e 3 枚目【変更票(厚年等情報)】 <記入要領></p> <p>以下の項目に対し、記入要領の文言を修正 38 変更字-95</p> <p><修正前> 厚年情報を入力条件、調整コード(厚年等種別の変更)は、厚年等変更処理の留意点(II-3-109、110ページ参照)のとおりである。 <修正後> 厚年情報を入力条件は、支給決定処理の留意点(II-2(3)入力票3 留意点k参照)のとおりである。</p>	II-3-22
24		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	<p>1 支給停止解除(両陣決断)(00-02)</p> <p>(f) 必要な記入項目 e 3 枚目【変更票(厚年等情報)】 <記入要領></p> <p>以下の項目に対し、記入要領の文言を修正 43 変更字-96</p> <p><修正前> 厚年等種別については厚年等調整コードが調整及び請求中の場合は必須入力、それ以外の場合は入力不可である(II-3-108ページ参照)。 <修正後> 厚年等種別については厚年等調整コードが調整、請求中、及び支給停止の場合は必須入力、それ以外の場合は入力不可である。</p>	II-3-22

項目	章	章節	目次	事項	変更内容	該当ページ
25		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	1 支給停止解除(同時決断)(00-02) (f) 必要な記入項目 6-3 枚目【変更票(周年等情報)】 <記入要領> 以下の項目に対し、記入要領の文言を修正 48 変更データ7 <修正前> II-3-106ページ参照 <修正後> II-3(3)入力票 3 審査点4	II-3-23
26		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	1 支給停止解除(同時決断)(00-02) (f) 必要な記入項目 6-3 枚目【変更票(周年等情報)】 <記入要領> 以下の項目に対し、記入要領の文言を修正 50 変更データ8 <修正前> II-3-106ページ参照 <修正後> II-3(3)入力票 3 審査点4	II-3-23
27		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	2 支給停止解除(00-02) (a) 記入要領 b【住所・氏名等変更票】 <修正前> II-3-24ページ <修正後> II-3-25ページ	II-3-31
28		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	2 支給停止解除(00-02) (a) 記入要領 c【外国払入力票】 <修正前> II-3-28ページ <修正後> II-3-27ページ	II-3-31
29		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	2 支給停止解除(00-02) (-) 審査点 4 <修正前> II-3-123ページ <修正後> II-3-124ページ	II-3-32
30		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	4 障害(補償)年金変更(00-04) (f) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-35
31		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	4 障害(補償)年金変更(00-04) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-35
32		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	5 障害(補償)年金変更(再発)(00-05) (f) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-38
33		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	5 障害(補償)年金変更(再発)(00-05) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-39
34		II-3	変更処理 (1) 変更票	年金の実払額等を修正する機能	5 障害(補償)年金変更(再発)(00-05) (c) 審査点の 文書欄改(1)第5号の記載を以下に修正 次給付の支給決定前に行政裁量入力処理(II-10)を行い、内払残額を0円にすること。	II-3-40
35		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	6 遺族年金・特別遺族年金死亡(同時決断)(00-06) (f) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-41
36		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	6 遺族年金・特別遺族年金死亡(同時決断)(00-06) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-42
37		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	7 死亡(遺族・障害年金)(00-06) (f) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-46
38		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	7 死亡(遺族・障害年金)(00-06) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-47
39		II-3	変更処理 (1) 変更票	一時金の支払額等を修正する機能	7 死亡(遺族・障害年金)(00-06) (c) 審査点の 文書欄改(1)第2号の記載を以下に修正 実績入力専業となるので、実績情報訂正処理(II-4)第(1)-(18)を行うこと。	II-3-48
40		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	8 失権・死亡(遺族年金・特別遺族年金)(00-06) (f) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-49
41		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	8 失権・死亡(遺族年金・特別遺族年金)(00-06) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-50
42		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	10 障害(補償)年金変更(11-00) (f) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-55
43		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	10 障害(補償)年金変更(11-00) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-56
44		II-3	変更処理 (1) 変更票	年金の実払額等を修正する機能	10 障害(補償)年金変更(11-00) (c) 審査点5 文書欄改(1)第5号の記載を以下に修正 次給付の支給決定前に行政裁量入力処理(II-10)を行い、内払残額を0円にすること。	II-3-58
45		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	11 遺族年金総給付・特別遺族年金総給(13-00) (f) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-59
46		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	11 遺族年金総給付・特別遺族年金総給(13-00) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-61
47		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	12 遺族年金総給給(13-00) (f) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-59
48		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	12 遺族年金総給給(13-00) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-70
49		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	12 遺族年金総給給(13-00) (f) 必要な記入項目 <記入要領> 以下の項目に対し、記入要領の文言を修正 18 変更データ1 <修正前> 周年情報を入力条件、調整コード(周年等種別の変更/付一)は、周年等 変更処理の審査点(II-3-109, 110ページ参照)のとおりである。 <修正後> 周年情報を入力条件は、支給決定処理の審査点(II-3(3)入力票 3 審査 点4参照)のとおりである。	II-3-73

項番	章	章節	目次	事案	変更内容	該当ページ
50		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	12 遺族年金給付②(13-00) (f) 必要な記入項目 <記入要領> 以下の項目に対し、記入要領の文言を修正 23 変更ア-1a2 <修正前> 厚年等種別については厚年等調整コードが調整及び請求中の場合は必須入力、それ以外の場合は入力不可である(II-3-108ページ参照)。 <修正後> 厚年等種別については厚年等調整コードが調整、請求中、及び支給停止の場合は必須入力、それ以外の場合は入力不可である。	II-3-74
51		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	12 遺族年金給付②(13-00) (f) 必要な記入項目 <記入要領> 以下の項目に対し、記入要領の文言を修正 28 変更ア-1a3 <修正前> II-3-108ページ参照 <修正後> II-2(3)入力欄3 留意点k	II-3-74
52		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	12 遺族年金給付②(13-00) (f) 必要な記入項目 <記入要領> 以下の項目に対し、記入要領の文言を修正 32 変更ア-1a4 <修正前> II-3-108ページ参照 <修正後> II-2(3)入力欄3 留意点k	II-3-74
53		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	12 遺族年金給付②(13-00) (f) 必要な記入項目 <記入要領> 以下の項目に対し、記入要領の文言を修正 38 変更ア-1a5 <修正前> 厚年情報の入力条件、調整コード・厚年等種別の変更パターンは、厚年等変更処理の留意点(II-3-109、110ページ参照)のとおりである。 <修正後> 厚年情報の入力条件は、支給決定処理の留意点(II-2(3)入力欄3 留意点k参照)のとおりである。	II-3-75
54		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	12 遺族年金給付②(13-00) (f) 必要な記入項目 <記入要領> 以下の項目に対し、記入要領の文言を修正 43 変更ア-1a6 <修正前> 厚年等種別については厚年等調整コードが調整及び請求中の場合は必須入力、それ以外の場合は入力不可である(II-3-108ページ参照)。 <修正後> 厚年等種別については厚年等調整コードが調整、請求中、及び支給停止の場合は必須入力、それ以外の場合は入力不可である。	II-3-75
55		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	12 遺族年金給付②(13-00) (f) 必要な記入項目 <記入要領> 以下の項目に対し、記入要領の文言を修正 48 変更ア-1a7 <修正前> II-3-109ページ参照 <修正後> II-2(3)入力欄3 留意点k	II-3-75
56		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	12 遺族年金給付②(13-00) (f) 必要な記入項目 <記入要領> 以下の項目に対し、記入要領の文言を修正 53 変更ア-1a8 <修正前> II-3-109ページ参照 <修正後> II-2(3)入力欄3 留意点k	II-3-75
57		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	12 遺族年金給付②(13-00) (c) 留意点 留意点10の文言を修正 <修正前> 厚年情報の入力条件、調整コード・厚年等種別の変更パターンは、厚年等変更処理の留意点のとおりである。(II-3-109ページ参照) <修正後> 厚年情報の入力条件、調整コード・厚年等種別の変更パターンは、支給決定処理と併用である。ただし、給付者の厚年等調整コードが「7」(遺族年金等選任)である場合に限り、支給決定処理時とは異なり、厚年等種別が入力不可項目となるため、留意すること。	II-3-77
58		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	13 遺族年金給付③(13-00) (f) 必要な記入項目に「労働適用の有無」を追加	II-3-80
59		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	12 遺族年金給付②(13-00) (f) 必要な記入項目 <記入要領> 記入要領に「労働適用の有無」を追加	II-3-82
60		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	13 遺族年金給付③(13-00) (f) 必要な記入項目 <記入要領> 以下の項目に対し、記入要領の文言を修正 18 変更ア-1a1 <修正前> 厚年情報の入力条件、調整コード・厚年等種別の変更パターンは、厚年等変更処理の留意点(II-3-109、110ページ参照)のとおりである。 <修正後> 厚年情報の入力条件は、支給決定処理の留意点(II-2(3)入力欄3 留意点k参照)のとおりである。	II-3-85
61		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	13 遺族年金給付③(13-00) (f) 必要な記入項目 <記入要領> 以下の項目に対し、記入要領の文言を修正 22 変更ア-1a2 <修正前> 厚年等種別については厚年等調整コードが調整及び請求中の場合は必須入力、それ以外の場合は入力不可である(II-3-108ページ参照)。 <修正後> 厚年等種別については厚年等調整コードが調整、請求中、及び支給停止の場合は必須入力、それ以外の場合は入力不可である。	II-3-88

項目	章	章節	目次	事項	変更内容	該当ページ
62		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	13 遺族年金給付③(13-00) (f) 必要な記入項目 <記入要領> 以下の項目に対し、記入要領の文言を修正 28 変更データ3 <修正前> II-3-108ページ参照 <修正後> II-2(3)入力票 3 留意点k	II-3-85
63		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	13 遺族年金給付③(13-00) (f) 必要な記入項目 <記入要領> 以下の項目に対し、記入要領の文言を修正 33 変更データ4 <修正前> II-3-109ページ参照 <修正後> II-2(3)入力票 3 留意点k	II-3-85
64		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	13 遺族年金給付③(13-00) (f) 必要な記入項目 <記入要領> 以下の項目に対し、記入要領の文言を修正 38 変更データ5 <修正前> 享年情報の入力条件、調整コード・享年等種別の変更パターンは、享年等 変更処理の留意点(II-3-109、(110ページ参照)のとおりである。 <修正後> 享年情報の入力条件は、支給決定処理時の留意点(II-2(3)入力票 3 留意 点k参照)のとおりである。	II-3-87
65		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	13 遺族年金給付③(13-00) (f) 必要な記入項目 <記入要領> 以下の項目に対し、記入要領の文言を修正 43 変更データ8 <修正前> 享年等種別については享年等調整コードが調整及び請求中の場合は必須 入力、それ以外の場合は入力不可である(II-3-109ページ参照)。 <修正後> 享年等種別については享年等調整コードが調整、請求中、及び支給停止 の場合は必須入力、それ以外の場合は入力不可である。	II-3-87
66		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	13 遺族年金給付③(13-00) (f) 必要な記入項目 <記入要領> 以下の項目に対し、記入要領の文言を修正 48 変更データ7 <修正前> II-3-109ページ参照 <修正後> II-2(3)入力票 3 留意点k	II-3-87
67		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	13 遺族年金給付③(13-00) (f) 必要な記入項目 <記入要領> 以下の項目に対し、記入要領の文言を修正 53 変更データ9 <修正前> II-3-109ページ参照 <修正後> II-2(3)入力票 3 留意点k	II-3-87
68		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	13 遺族年金給付③(13-00) 記入要領 <修正前> II-3-27ページ <修正後> II-3-25ページ	II-3-90
69		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	13 遺族年金給付③(13-00) (2) 留意点 留意点(1)の文言を修正 <修正前> 享年情報の入力条件、調整コード・享年等種別の変更パターンは、享年等 変更処理の留意点のとおりである。(II-3-109ページ参照) <修正後> 享年情報の入力条件、調整コード・享年等種別の変更パターンは、支給決 定処理と関係する。ただし、支給時の享年等調整コードが「7」(老齢年金 等選択)である場合に限り、支給決定処理時とは異なり、享年等種別が入 力不可項目となるため、留意すること。	II-3-92
70		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	14 支給停止[調整決定](14-00) (f) 必要な記入項目「調整適用の有無」を追加	II-3-94
71		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	14 支給停止[調整決定](14-00) 記入要領「調整適用の有無」を追加	II-3-95
72		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	14 支給停止[調整決定](14-00) (2) 留意点 留意点(1)の文言を修正 <修正前> 享年情報の入力条件、調整コード・享年等種別の変更パターンは、享年等 変更処理の留意点のとおりである。(II-3-109ページ参照) <修正後> 享年情報の入力条件、調整コード・享年等種別の変更パターンは、支給決 定処理と関係する。ただし、支給時の享年等調整コードが「7」(老齢年金 等選択)である場合に限り、支給決定処理時とは異なり、享年等種別が入 力不可項目となるため、留意すること。	II-3-97
73		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	15 支給停止(14-00) (f) 必要な記入項目「調整適用の有無」を追加	II-3-99
74		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	15 支給停止(14-00) 記入要領「調整適用の有無」を追加	II-3-100
75		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	16 享年等変更(20-00) (f) 必要な記入項目「調整適用の有無」を追加	II-3-103
76		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	16 享年等変更(20-00) 記入要領「調整適用の有無」を追加	II-3-107
77		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	16 享年等変更(20-00) (2) 留意点へ2を追加 追加した留意点文言 2 支給にかかると享年等情報が「支給停止:8」、「老齢年金等選択:7」である 場合の入力条件は次のとおりである。	II-3-108
78		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	16 享年等変更(20-00) (2) 留意点へ2を3へ項番修正	II-3-109
79		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	16 享年等変更(20-00) (2) 留意点へ3を4へ項番修正	II-3-109

項番	章	節	目次	事務	変更内容	該当ページ
80		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	16 雇年等変更(20-00) (2) 雇年度へ4を5へ訂正	II-3-110
81		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	16 雇年等変更(20-00) (2) 雇年度へ5を6へ訂正	II-3-110
82		II-3	変更処理 (1) 変更票	6年以上遡及処理	16 雇年等変更(20-00) (2) 雇年度へ6を7へ訂正	II-3-110
83		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	16 雇年等変更(20-00) (2) 雇年度へ7を8へ訂正	II-3-110
84		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	16 雇年等変更(20-00) (2) 雇年度へ9を通知 通知した雇年度文章 総括にかかる雇年等情報を入力については変更前の雇年等情報との チェックを行うため、変更可能ボタンは支給決定処理時(II-3-10)入 力欄3 雇年度(参照)と同様である。	II-3-110
85		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	17 遺族年金支給(両時決額)(21-00) (1) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-111
86		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	17 遺族年金支給(両時決額)(21-00) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-111
87		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	17 遺族年金支給(両時決額)(21-00) (2) 雇年度 雇年度12の文章を修正 <修正前> 雇年情報を入力条件、調整コード・雇年等種別の変更ボタンは、雇年等 変更処理の雇年度の並びである。(II-3-109ページ参照) <修正後> 雇年情報を入力条件、調整コード・雇年等種別の変更ボタンは、支給決 定処理と関係がある。ただし、総括費の雇年等調整コードが「若年等 年金」である場合に限り、支給決定処理時とは異なり、雇年等種別が 入力不可項目となるため、留意すること。	II-3-115
88		II-3	変更処理 (1) 変更票	6年以上遡及処理	18 遺族(特種)年金支給(21-00) (1) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-118
89		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	18 遺族(特種)年金支給(21-00) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-117
90		II-3	変更処理 (1) 変更票	6年以上遡及処理	19 算定基礎変更(胎児出生)(22-00) (1) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-121
91		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	19 算定基礎変更(胎児出生)(22-00) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-123
92		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	20 算定基礎変更(同一生計)(22-00) (1) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-125
93		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	20 算定基礎変更(同一生計)(22-00) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-128
94		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	21 算定基礎変更(障害の有から無への変更)(22-00) (1) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-129
95		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	21 算定基礎変更(障害の有から無への変更)(22-00) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-130
96		II-3	変更処理 (1) 変更票	年金の支払額等を修正する機能	21 算定基礎変更(障害の有から無への変更)(22-00) (2) 雇年度1 <修正前> II-3-131ページ、II-3-133ページ <修正後> II-3-132ページ、II-3-134ページ	II-3-131
97		II-3	変更処理 (1) 変更票	年金の支払額等を修正する機能	21 算定基礎変更(障害の有から無への変更)(22-00) (2) 雇年度5 文章欄(1)第5号の記載を以下に修正 本来ならありえない回収額が発生することがあるが、その場合は行政職 入力処理(II-10)を行い、回収額を調整すること。	II-3-131
98		II-3	変更処理 (1) 変更票	年金の支払額等を修正する機能	21 算定基礎変更(障害の有から無への変更)(22-00) (2) 雇年度5 <修正前> 基本控除率(II-4-88ページ)となり、回収額の調整が必要となる ため、本省(業務)にて通知し、指示を受けること。 <修正後> 基本控除率(II-4-88(1)-17)となり、回収額の調整が必要となるた め、II-4(1)-17(1)雇年度5に並びに通知を行うこと。	II-3-131
99		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	22 算定基礎変更(妻の障害の有無の変更)(22-00) (1) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-132
100		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	22 算定基礎変更(妻の障害の有無の変更)(22-00) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-133
101		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	22 算定基礎変更(夫の障害の有無)(22-00) (1) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-135
102		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	23 算定基礎変更(夫の障害の有無)(22-00) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-136
103		II-3	変更処理 (1) 変更票	6年以上遡及処理	24 受給権消滅(死亡(遺族・障害年金)(90-02)) (1) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-138
104		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	24 受給権消滅(死亡(遺族・障害年金)(90-02)) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-139
105		II-3	変更処理 (1) 変更票	一時金の支払額等を修正する機能	24 受給権消滅(死亡(遺族・障害年金)(90-02)) (2) 雇年度3 文章欄(1)第2号の記載を以下に修正 突輸入力事業となるので、突給情報訂正処理(II-4-10)項を行うこと。	II-3-140
106		II-3	変更処理 (1) 変更票	6年以上遡及処理	25 受給権消滅(夫の死亡(遺族年金・特別遺族年金)(90-02)) (1) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-141
107		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	25 受給権消滅(夫の死亡(遺族年金・特別遺族年金)(90-02)) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-142
108		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	25 受給権消滅(遺族(障害)年金・特別遺族年金(90-02)) (1) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-144
109		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	26 受給権消滅(遺族(障害)年金・特別遺族年金(90-02)) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-145
110		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	27 受給権消滅(障害(遺族)年金変更(再発)(90-02)) (1) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-149
111		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	27 受給権消滅(障害(遺族)年金変更(再発)(90-02)) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-150
112		II-3	変更処理 (1) 変更票	年金の支払額等を修正する機能	27 受給権消滅(障害(遺族)年金変更(再発)(90-02)) (2) 雇年度4 文章欄(1)第5号の記載を以下に修正 支給の支給決定前に行政職入力処理(II-10)を行い、内払調整を 円にすること。	II-3-151
113		II-3	変更処理 (1) 変更票	6年以上遡及処理	28 雇年等変更(雇年等変更(90-03)) (1) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-153
114		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	28 雇年等変更(雇年等変更(90-03)) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-157
115		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	29 雇年等変更(遺族(特種)年金変更(90-03)) (1) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-159

項目	章	章節	目次	事業	変更内容	該当ページ
116		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	29 歳増変更(障害(補償)年金変更(90-03)) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-180
117		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	30 歳増変更(障害(補償)年金変更(90-03)) (f) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-182
118		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	30 歳増変更(障害(補償)年金変更(90-03)) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-183
119		II-3	変更処理 (1) 変更票	年金の支払額等を修正する機能	30 歳増変更(障害(補償)年金変更(90-03)) (2) 留意点5 次掲の記載を以下に修正 次掲の支払決定期に行政書入力処理(II-10節)を行い、内払額を0円にすること。	II-3-185
120		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	31 歳増変更(上順位者への転給(90-03)) (f) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-188
121		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	31 歳増変更(上順位者への転給(90-03)) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-170
122		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	31 歳増変更(上順位者への転給(90-03)) (2) 留意点 留意点12の文言を修正 <修正前> 「障害(補償)年金の請求条件、資格コード・障害種別の変更(90-03)は、障害等 発生時の請求条件のとおりである。(II-3-109ページ参照)」 <修正後> 「障害(補償)年金の請求条件、資格コード・障害種別の変更(90-03)は、支給決 定期間と同様である。ただし、転給者の障害種別コードが「老齢年金 等支給となる場合に限り、支給決定処理時とは異なり、障害種別が入 力不可項目となるため、留意すること。」	II-3-175
123		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	32 歳増変更(算定基礎変更(給付出生)(90-03)) (f) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-177
124		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	32 歳増変更(算定基礎変更(給付出生)(90-03)) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-179
125		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	33 歳増変更(算定基礎変更(第一生計)(90-03)) (f) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-182
126		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	33 歳増変更(算定基礎変更(第一生計)(90-03)) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-183
127		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	34 歳増変更(算定基礎変更(障害の有無の変更)(90-03)) (f) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-188
128		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	34 歳増変更(算定基礎変更(障害の有無の変更)(90-03)) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-187
129		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	34 歳増変更(算定基礎変更(障害の有無の変更)(90-03)) (2) 留意点1 <修正前> II-3-131ページ、II-3-133ページ <修正後> II-3-132ページ、II-3-134ページ	II-3-188
130		II-3	変更処理 (1) 変更票	年金の支払額等を修正する機能	34 歳増変更(算定基礎変更(障害の有無の変更)(90-03)) (2) 留意点5 次掲の記載を以下に修正 本来ならありえない回収額が発生することがあるが、その場合は行政書入 力処理(II-10節)を行い、回収額を調整すること。	II-3-188
131		II-3	変更処理 (1) 変更票	年金の支払額等を修正する機能	34 歳増変更(算定基礎変更(障害の有無の変更)(90-03)) (2) 留意点5 <修正前> 基本情報清算票(II-4-88ページ)となり、回収額の処理等が必要となる ため、本書(業務編)にて連絡し、指示を受けること。 <修正後> 基本情報清算票(II-4-88(1)-(17))となり、回収額の処理等が必要となるた め、II-4-88(1)-(17)の留意点6に基づき処理を行うこと。	II-3-188
132		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	35 歳増変更(算定基礎変更(妻の障害の有無の変更)(90-03)) (f) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-189
133		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	35 歳増変更(算定基礎変更(妻の障害の有無の変更)(90-03)) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-190
134		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	36 歳増変更(算定基礎変更(夫控(特)(90-03)) (f) 必要な記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-3-193
135		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	36 歳増変更(算定基礎変更(夫控(特)(90-03)) 記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-194
136		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	39 歳増(支払禁止-解除(90-12)) (f) 必要な記入項目、記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-204
137		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	39 歳増(支払禁止-解除(90-12)) (2) 留意点4 <修正前> 支払禁止解除は時効を適用するため支払禁止を入力した日より5年満った日 の属する支払期までしか計算されない。 <修正後> 支払禁止解除については、支払期間の全額が計算されるため、時効の対象 となる期間に係る金額については、支払期処理までに必ず行政書入力 処理(II-10節)により削除すること。	II-3-206
138		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	40 歳増(控除費禁止-解除(90-12)) (f) 必要な記入項目、記入要領に「時効適用の有無」を追加	II-3-209
139		II-3	変更処理 (1) 変更票	5年以上遡及処理	40 歳増(控除費禁止-解除(90-12)) (2) 留意点3 <修正前> 控除費禁止解除は、時効を適用するため支払禁止を入力した日より5年 満った日の属する支払期までしか計算されない。 <修正後> 控除費禁止解除については、支払期間の全額が計算されるため、時 効の対象となる期間に係る金額については、支払期処理までに必ず行政 書入力処理(II-10節)により削除すること。	II-3-210
140		II-3	変更処理 (2) 変更決議書	5年以上遡及処理	個別案3-1(請求書項目等) <支払禁止の場合>の印字内書文言を修正 <修正前> 入力した内容及び支払開始年月を印字する。 支払開始年月は、変更票を入力した年月日の属する支払期の初月を印 字する。 支払期計算額は、変更票を入力した年月日の属する支払期までの時効調 整後の金額を印字する。控除の氏名は漢字で印字する。ただし、外国産金 額年金の場合に印字する。扶養等は、遺族(補償)年金、または特別遺 <修正後> 入力した内容及び支払開始年月を印字する。 支払開始年月は、変更票を入力した年月日の属する支払期の初月を印 字する。 支払期計算額は、変更票を入力した年月日の属する支払期までの時効調 整後の金額を印字するので、時効の対象となる期間に係る金額につい ては、支払期処理までに行政書入力処理(II-10節)により削除すること。 控除の氏名は漢字で印字する。ただし、外国産年金についてはカナで印 字する。扶養等は、遺族(補償)年金、または特別遺族年金の場合に印字 する。	II-3-232

項番	章	章節	目次	事務	変更内容	該当ページ
141		II-3	変更処理(2) 変更決議書	5年以上遡及処理	<p>別表3-5[請求事項等] <債権支払禁止の場合>の印字内容文言を修正</p> <p><修正前> 入力した内容及び禁止開始年月を印字する。 禁止開始年月は、変更票を入力した年月日の属する支払期の初月を印字する。 禁止累計額は、変更票を入力した年月日の直前の支払期までの時効期間後の金額を印字する。債権の氏名は漢字で印字する。ただし、外国通貨者についてはカナで印字する。最大3人分の債権者の情報を印字する。</p> <p><修正後> 入力した内容及び禁止開始年月を印字する。 禁止開始年月は、変更票を入力した年月日の属する支払期の初月を印字する。 禁止累計額は、変更票を入力した年月日の直前の支払期までの金額を印字するので、時効の対象となる期間に係る金額については、支払期超過までに行方不明入力処理(II-10節)により削除すること。債権の氏名は漢字で印字する。ただし、外国通貨者についてはカナで印字する。最大3人分の債権者の情報を印字する。</p>	II-3-232
142		II-4	訂正処理(兼付処理・登記処理)	5年以上遡及処理	<p>【強迫の脱却】 (登記処理)に以下の文言を追加</p> <p>● 登記処理時の入力履歴画面上の項目「54 時効適用の有無」には、必ず「1」を入力すること(1-7節参照)登記処理時には、画面上の「登録モード」が「強制」となっているが確認すること。 ● 登記処理後は、画面上の「印刷ボタン」を押して「訂正履歴検索結果」を出力し、決算書に印刷することにより、決算書は前掲「1」が「1」入力されているか確認すること。 ● なお、追給、回収額が発生する事案については、決算入力後(追・回収後)により金額が正しく計算されているか確認すること。</p>	II-4-3
143		II-4	訂正処理(1) 訂正票	5年以上遡及処理	訂正履歴の項目別記入要領(参考54:時効適用の有無)を追加	II-4-7
144		II-4	訂正処理(1) 訂正票	5年以上遡及処理	訂正票入力時の出力画面(①債権者の完了画面)に「時効適用の有無」を追加	II-4-10
145		II-4	訂正処理(1) 訂正票	5年以上遡及処理	訂正票入力時の出力画面(②修正済の完了画面)に「時効適用の有無」を追加	II-4-12
146		II-4	訂正処理(1) 訂正票	共通	<p>訂正処理に係る項目(欄)番号 以下の掲載ページを修正</p> <p>項目10 II-4-69 → II-4-80 項目11 II-4-82 → II-4-83 項目12 II-4-89 → II-4-70 項目13 II-4-74 → II-4-75 項目14 II-4-77 → II-4-78 項目15 II-4-82 → II-4-83 項目16 II-4-85 → II-4-86 項目17 II-4-85 → II-4-88 項目18 II-4-84 → II-4-85</p>	II-4-14~15
147		II-4	訂正処理(1) 訂正票	一時金の支払額等を修正する機能	<p>以下の以下文言を削除</p> <p>※1 項目18については、文書報告書様式(1)第2号に基づいて本省(業務課)において登記処理を行い、若しくは本省(業務課)から連絡を受けた後、訂正決議書等の再出力および決算入力を行うこととなる。</p>	II-4-15
148		II-4	訂正処理(1) 訂正票	共通	<p>1 短期始行キ情報(500) (a) 留意点 b</p> <p><修正前> 基本控除済票(II-4-88ページ)となり、回収額の処理等が必要となるため、本省(業務課)あて連絡し、指示を受けること。 <修正後> 基本控除済票(II-4節(1)-17)となり、回収額の処理等が必要となるため、II-4節(1)-17(別留意点d)に基づき処理を行うこと。</p>	II-4-18
149		II-4	訂正処理(1) 訂正票	共通	<p>1 短期始行キ情報(500) (a) 留意点 d</p> <p><修正前> 基本控除済票(II-4-88ページ)となり、回収額の処理等が必要となるため、本省(業務課)あて連絡し、指示を受けること。 <修正後> 基本控除済票(II-4節(1)-17)となり、回収額の処理等が必要となるため、II-4節(1)-17(別留意点d)に基づき処理を行うこと。</p>	II-4-18
150		II-4	訂正処理(1) 訂正票	5年以上遡及処理	2 被災者算定情報 (付記入項目)に「時効適用の有無」を追加	II-4-19
151		II-4	訂正処理(1) 訂正票	共通	<p>2 被災者算定情報(510) (D) 項目別記入要領 517先納年月の以下を修正</p> <p><修正前> 文書報告書様式(1)第5号により本省(業務課)あて報告すること。 <修正後> 1-5節に基づき本省(業務課)あて報告すること。</p>	II-4-21
152		II-4	訂正処理(1) 訂正票	共通	<p>2 被災者算定情報(510) (A) 留意点の以下を修正</p> <p><修正前> 文書報告書様式(1)第5号により本省(業務課)あて報告すること。 <修正後> 1-5節に基づき本省(業務課)あて報告すること。</p>	II-4-23
153		II-4	訂正処理(1) 訂正票	年金の支払額等を修正する機能、一時金の支払額等を修正する機能	<p>(A) 留意点と 文書報告書様式(1)第2号の記載を以下に修正</p> <p>-実績情報訂正処理を行うこと</p> <p>(A) 留意点 文書報告書様式(1)第5号の記載を以下に修正</p> <p>-行方不明入力処理(II-10節)による調整等が必要となる。</p>	II-4-24
154		II-4	訂正処理(1) 訂正票	共通	<p>5 支給・延滞情報(540) (A) 留意点 a の(既済者)</p> <p><修正前> 基本控除済票(II-4-88ページ)となり、回収額の処理等が必要となるため、本省(業務課)あて連絡し、指示を受けること。 <修正後> 基本控除済票(II-4節(1)-17)となり、回収額の処理等が必要となるため、II-4節(1)-17(別留意点d)に基づき処理を行うこと。</p>	II-4-25
155		II-4	訂正処理(1) 訂正票	共通	<p>5 支給・延滞情報(540) (A) 留意点 b の(既済者)</p> <p><修正前> 本省(業務課)あて連絡し、指示を受けること。 <修正後> 基本控除済票(II-4節(1)-17)となり、回収額の処理等が必要となるため、II-4節(1)-17(別留意点d)に基づき処理を行うこと。</p>	II-4-26
156		II-4	訂正処理(1) 訂正票	共通	<p>5 支給・延滞情報(540) (A) 留意点 c</p> <p><修正前> 基本控除済票(II-4-88ページ)を行う必要があり、回収額の処理等が発生するため、本省(業務課)あて連絡し、指示を受けること。 <修正後> 基本控除済票(II-4節(1)-17)を行う必要があり、回収額の処理等が発生するため、II-4節(1)-17(別留意点d)に基づき処理を行うこと。</p>	II-4-25
157		II-4	訂正処理(1) 訂正票	5年以上遡及処理	7 三舎債権情報 (付記入項目)に「時効適用の有無」を追加	II-4-39

項目	章	章節	目次	事項	変更内容	移行ページ
158		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	5年以上遡及処理	7 三書連絡情報 (A) 留意点 文書報告書様式(1)第1号の記載を以下に修正 <修正前> 差起処理を行う日が訂正する期間開始年月の属する支払年月日の翌日から5年以上経過している場合は、支払請求権の時効が適用される期間の算入額を不作為で計算できないため、キャンセルとなる。 なお、上記の訂正を行う必要が生じた場合は、文書報告書様式(1)第1号により本表(業務欄)にて報告し、指示を受けること。 <修正後> 差起処理を行う日が訂正する期間開始年月の属する支払年月日の翌日から5年以上経過している場合には、「事務運用の有無」に「1」をキーボード入力することで追算期間計算されるため、時効の対象となる期間に係る金額については、支払期満まで必ず行政書入力処理(II-10節)により削除すること。	II-4-42
159		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	共通	7 三書連絡情報(560) (A) 留意点 <修正前> 基本情報清算書(II-4-88ページ)となり、回収額の処理等が必要となるため、本表(業務欄)にて連絡し、指示を受けること。 <修正後> 基本情報清算書(II-4節(1)-17)となり、回収額の処理等が必要となるため、II-4節(1)-17(A)留意点dに基づき処理を行うこと。	II-4-42
160		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	共通	7 三書連絡情報(560) (A) 留意点 k <修正前> II-4-24ページのp <修正後> II-4節(1)-24 被災者算定情報(510)(A)留意点 p	II-4-42
161		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	共通	7 三書連絡情報(560) (A) 留意点 m <修正前> II-4-2被災者算定情報(510)(A)留意点 d <修正後> II-4節(1)-2被災者算定情報(510)(A)留意点 d	II-4-42
162		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	5年以上遡及処理	8 専断等情報 (f)記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-4-43
163		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	年金の支払額等を修正する機能、一時金の支払額等を修正する機能	8 専断等情報 (A) 留意点 h 文書報告書様式(1)第2号の記載を以下に修正 ・実績情報訂正処理(II-4節(1)-10)を行うこと。 (A) 留意点 文書報告書様式(1)第5号の記載を以下に修正 ・行政書入力処理(II-10節)による調整等が必要となる。	II-4-45-48
164		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	共通	8 専断等情報(570) (A) 留意点 o <修正前> II-4-2被災者算定情報(510)(A)留意点 d <修正後> II-4節(1)-2被災者算定情報(510)(A)留意点 d	II-4-49
165		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	共通	8 専断等情報(570) (A) 留意点 p <修正前> II-4-2被災者算定情報(510)(A)留意点 d <修正後> II-4節(1)-2被災者算定情報(510)(A)留意点 d	II-4-49
166		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	5年以上遡及処理	8 専断等情報 (f)記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-4-50
167		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	年金の支払額等を修正する機能、一時金の支払額等を修正する機能	8 専断等情報 (A) 留意点 i 文書報告書様式(1)第2号の記載を以下に修正 ・実績情報訂正処理(II-4節(1)-18)を行うこと。 (A) 留意点 g 文書報告書様式(1)第6号の記載を以下に修正 ・行政書入力処理(II-10節)による調整等が必要となる。	II-4-53
168		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	5年以上遡及処理	8 専断等情報(590) (A) 留意点 留意点iに以下を追加 1 専断等情報の訂正処理において、支給事由発生年月時点まで「支給事由」または「年金等受取」へ訂正する場合は、専断理由の入力が必須となるため、専断理由を入力すること。(下段 支給事由発生年月時点を訂正する場合の入力条件参照) また、支給事由発生年月時点以外の履歴を「支給停止」又は「年金等受取」へ訂正・通知する場合は、専断理由の入力不可項目であるため、「訂正」は不可。また、支給事由発生年月以外の履歴を訂正・通知する場合の入力条件参照)	II-4-58
169		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	5年以上遡及処理	10 支給停止情報(530) (f)記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-4-60
170		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	5年以上遡及処理	11 資格者情報(600) (f)記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-4-63
171		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	共通	11 資格者情報(600) (A) 留意点 i <修正前> 基本情報清算書(II-4-88ページ) <修正後> 基本情報清算書(II-4節(1)-17)	II-4-68
172		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	6年以上遡及処理	12 履歴者情報(610) (f)記入項目に「時効適用の有無」を追加	II-4-70
173		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	共通	15 交付情報(650) (g)項目別記入要領 654 処理区分 <修正前> 別表4-1(II-4-82ページ) <修正後> 別表4-1	II-4-84
174		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	共通	15 交付情報(650) (c) 留意点 a <修正前> 基本情報清算書(II-4-88ページ)となり、本表での処理が必要となるため、本表(業務欄)にて連絡すること。 <修正後> 基本情報清算書(II-4節(1)-17)となる。支給から支給への訂正により回収を要しない場合は、回収額の処理等が必要となるため、II-4節(1)-17(A)留意点dに基づき処理を行うこと。	II-4-85
175		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	共通	15 交付情報(650) (c) 留意点 b <修正前> このような事実で回収を発生させる場合は基本情報清算書(II-4-88ページ)となり、本表での処理が必要となるため、本表(業務欄)にて連絡すること。 <修正後> このような事実で回収を発生させる場合は基本情報清算書となる。	II-4-85

項番	章	章節	目次	事項	変更内容	該当ページ
176		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	年金の支払額等を修正する機能、一時金の支払額等を修正する機能	17 処理情報(900) (6) 訂正票 基本振込済を行う場合の処理に係る後の記載内容を修正	II-4-99
177		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	年金の支払額等を修正する機能、一時金の支払額等を修正する機能	17 処理情報(900) (6) 訂正票 <修正前> この場合、基本振込済の登録後、出力された決済書の入力前に、本省業務課に連絡の上、関係書類を提出し、後続の処理は本省の指示によること。 <修正後> この場合、行政書(II-10票)又は異議入力(II-4票(1)-18)による処理の必要性を判断し、適正な処理を行うこととし、処理漏れには十分留意する必要がある。	II-4-93
178		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	年金の支払額等を修正する機能、一時金の支払額等を修正する機能	17 処理情報(900) (6) 訂正票 <修正前> また、基本振込済により発生した債権については以下のとおり対応すること。 ・年金給付の場合 ①基本振込済により債権を発生させない場合、以下のとおり対応する。 a) 借入が債権の場合 債権確認書を提出した直後に、本省業務課に連絡し、回収履歴記入の入力を依頼すること。 b) 借入金等の場合 債権確認書を登録した後、本省業務課に連絡し、当該債権データをADAMSに引き渡さないよう、依頼すること。 <修正後> また、基本振込済により発生した債権については以下のとおり対応すること。 ・年金給付の場合 ①基本振込済により金額回収となった定額の特別支給金を債権としない場合、債権確認書の債権発生原因欄に「98(納入金知件成列家外)」を入力して登録すること。 これにより、回収履歴記入の入力は不要となり、納入金知書は出力されない。 なお、債権発生原因に「80(領払い)」を入力してしまうと回収履歴記入による消滅登録を行う必要が生じるので、留意すること。	II-4-93~94
179		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	年金の支払額等を修正する機能	17 処理情報(900) (6) 訂正票 <修正前> 本省業務課に連絡し、本省業務課において <修正後> 行政書入力処理(II-10票)により、	II-4-94
180		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	年金の支払額等を修正する機能、一時金の支払額等を修正する機能	17 処理情報(900) (6) 訂正票 <修正前> 本省業務課に連絡し、本省業務課において異議情報訂正処理により定額の特別支給金の訂正を行う。また、本省業務課において、計算上、重複となる支払い額を削除する。 <修正後> 異議情報訂正処理(II-4票(1)-18)により定額の特別支給金を0円に訂正する。また、計算上、重複となる支払い額を行政書入力処理(II-10票)により削除する。	II-4-94
181		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	年金の支払額等を修正する機能、一時金の支払額等を修正する機能	17 処理情報(900) (6) 訂正票 ・※②を行わずに①、②を行った場合、回収額が次給付に内払・充当処理されるので留意することを確認 (6) 訂正票 <修正前> 本省業務課に連絡し、本省業務課において異議情報訂正処理により <修正後> 異議情報訂正処理(II-4票(1)-18)により	II-4-94
182		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	一時金の支払額等を修正する機能	18 異議情報(910) 異議の扱い <修正前> 一時金給付の実績訂正の決議を行う場合の処理である。 <修正後> 一時金給付の実績情報訂正の決議を行う場合の処理である。	II-4-95
183		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	一時金の支払額等を修正する機能	18 異議情報(910) (6) 訂正票 ・「履歴検索」「登録」「修正」「取消」を追加 ・「履歴検索、登録、修正及び取消」は、本省(業務課)のみ行うことができる。を削除	II-4-95
184		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	一時金の支払額等を修正する機能	18 異議情報(910) (6) 訂正票 (9) 項目別記入要領 「11三・事務調整」の訂正データ <修正前> 第三者付金異書 1 内払 2 充替 3 専業主産給付異 5 その他 7 <修正後> その他 7	II-4-95
185		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	一時金の支払額等を修正する機能	18 異議情報(910) (6) 訂正票 項番(0)を追加したことに伴う項番の修正 -訂正票入力時の出力履歴を(0)から(00)に修正 -訂正決議書入力時の出力履歴を(0)から(00)に修正 -履歴検索を(0)から(00)に修正	II-4-97~98
186		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	一時金の支払額等を修正する機能	18 異議情報(910) (6) 訂正票 「履歴検索」「取消」を追加	II-4-97
187		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	一時金の支払額等を修正する機能	18 異議情報(910) (6) 訂正票 実績情報訂正処理は、他の訂正処理とは異なり、訂正後の金額をシステムで計算しない。このため、実績入力する訂正後の金額については、支払うべき適切な金額を入力すること。 また、決議処理後の支払額は一時金振込検索で必ず確認すること。一時金振込検索では、一時金支払前に訂正した場合、一時金支払後に訂正した場合で、検索条件に入力する訂正番号が異なるため、留意すること。 ・一時金支払前訂正の場合 訂正番号は入力しない。 ・一時金支払後訂正の場合 訂正決議前に印字された訂正番号を入力する。	II-4-99
188		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	一時金の支払額等を修正する機能	18 異議情報(910) (6) 訂正票 ・項番を追加 ・項番の追加に伴い、項番dを項番aに修正	II-4-99

項目	章	章節	目次	事業	変更内容	該当ページ
189		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	一時金の支払額等を修正する機能	18 実績情報(910) (8)訂正票 4行目以降を下記に修正 当該訂正処理票には一律に「(99M.00214) 必要に応じて氏名・住所を訂正して送付」のメッセージが出力されるので、一時金給付の滞り発生。滞り発生時の訂正が必要で、一時金氏名・住所情報の訂正(※)を行っていない場合は、一旦取消処理を行い、氏名・住所情報の訂正後に再度訂正処理を行うこと。氏名・住所情報の訂正が必要のない場合は、訂正済みの場合においては、上記メッセージが出力されても氏名・住所情報の訂正は不要である。	II-4-98
190		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	一時金の支払額等を修正する機能	18 実績情報(910) (8)訂正票 <修正前> 『II-4-2 徴収会算定情報(S10) (4) 留意点 q』 <修正後> 『II-4-2 徴収会算定情報(S10) (4) 留意点 q』	II-4-98
191		II-4	訂正処理 (1) 訂正票	一時金の支払額等を修正する機能	18 実績情報(910) (8)訂正票 e, h, i, j を追加	II-4-98~100
192		II-4	訂正処理 (3) 一時金氏名・住所情報訂正	5年以上遡及処理	5 備考 留意点aの下記記載を削除 ※一時金の突入入力となるため、本省(業務課)へ文書報告となる。	II-4-133
193		II-4	訂正処理 (3) 一時金氏名・住所情報訂正	一時金の支払額等を修正する機能	5 備考 留意点②、⑤、⑥ <修正前> 実績情報訂正により <修正後> 実績情報訂正(II-4-18)により	II-4-133
194		II-5	数学等授業料処理 (1) 数学等授業料申請書	5年以上遡及処理	【処理の概要】 (決算処理)に以下の文言を追加 定更処理時の入力確認画面の項目「36 時効適用の有無」には、必ず「1」を入力すること(1-7参照)。 定更処理前には、画面上の「登録モード(R)」が「確認」となっているか確認すること。 定更処理後は、画面上の「印刷」ボタンを押下して「授業料申請書登録処理結果」を出力し、決算時に決算書に添付することにより、決算者は両欄に「1」が入力されているか確認すること。 なお、旧年等問題により連絡、回収額が発生する事案については、決算入力後「追・回」検索により金額が正しく計算されているか確認すること。	II-5-3
195		II-5	数学等授業料処理 (1) 数学等授業料申請書	5年以上遡及処理	□ 入力条件 (0)定更「時効適用の有無」を追加	II-5-9
196		II-5	数学等授業料処理 (1) 数学等授業料申請書	5年以上遡及処理	ハ 審査(記入)要領 「時効適用の有無」を追加	II-5-14
197		II-5	数学等授業料処理 (1) 数学等授業料申請書	5年以上遡及処理	ホ 出力画面 「時効適用の有無」を追加	II-5-17
198		II-8	定期報告入力処理 (1) 定期報告入力票(年金)	5年以上遡及処理	【処理の概要】 (受付・登記処理)に以下の文言を追加 ● 登記処理時の入力確認画面の項目「21 時効適用の有無」には、必ず「1」を入力すること(1-7参照)。 登記処理前には、画面上の「登録モード(R)」が「確認」となっているか確認すること。 登記処理後は、画面上の「印刷」ボタンを押下して「定期報告入力票処理結果」を出力し、決算時に決算書に添付することにより、決算者は両欄に「1」が入力されているか確認すること。 なお、旧年等問題により連絡、回収額が発生する事案については、決算入力後「追・回」検索により金額が正しく計算されているか確認すること。	II-8-3
199		II-8	定期報告入力処理 (1) 定期報告入力票(年金)	5年以上遡及処理	【処理の概要】 (受付・登記処理)に以下の文言を追加 ● 登記処理時の入力確認画面の項目「21 時効適用の有無」には、必ず「1」を入力すること(1-7参照)。 定更処理前には、画面上の「登録モード(R)」が「確認」となっているか確認すること。 定更処理後は、画面上の「印刷」ボタンを押下して「定期報告入力票処理結果」を出力し、決算時に決算書に添付することにより、決算者は両欄に「1」が入力されているか確認すること。 なお、旧年等問題により連絡、回収額が発生する事案については、決算入力後「追・回」検索により金額が正しく計算されているか確認すること。	II-8-5
200		II-8	定期報告入力処理 (1) 定期報告入力票(年金)	5年以上遡及処理	□ 記入項目 「時効適用の有無」を追加	II-8-7
201		II-8	定期報告入力処理 (1) 定期報告入力票(年金)	5年以上遡及処理	ハ 入力項目と記入要領 「時効適用の有無」を追加	II-8-11
202		II-8	定期報告入力処理 (1) 定期報告入力票(年金)	5年以上遡及処理	ニ 定期報告入力票(年金)入力時の出力画面 「時効適用の有無」を追加	II-8-13
203		II-8	定期報告入力処理 (2) 定期報告入力票(授業料)	5年以上遡及処理	□ 記入項目 「時効適用の有無」を追加	II-8-20
204		II-8	定期報告入力処理 (2) 定期報告入力票(授業料)	5年以上遡及処理	ハ 入力項目と記入要領 「時効適用の有無」を追加	II-8-25
205		II-8	定期報告入力処理 (2) 定期報告入力票(授業料)	5年以上遡及処理	ニ 定期報告入力票(授業料)入力時の出力画面 「時効適用の有無」を追加	II-8-27
206		II-9	出力帳票等 (10) 年金内訳リスト ① 年金内訳リスト	5年以上遡及処理	□ 出力項目の説明 1枚目(給付連時等の年金変更決定決議書) 保険給付額(回収額)1-2-3 <修正前> そ及回収額(時効調整後) <修正後> そ及回収額	II-9-99
207		II-9	出力帳票等 (10) 年金内訳リスト ① 年金内訳リスト	5年以上遡及処理	□ 出力項目の説明 2枚目(年金内訳リスト) 保険給付額(回収額)1-2-3 <修正前> そ及回収額(時効調整後) <修正後> そ及回収額	II-9-100
208		II-9	出力帳票等 (10) 年金内訳リスト ② 年金内訳リスト(特別遺族)	5年以上遡及処理	□ 出力項目の説明 1枚目(特別遺族年金の年金変更決定決議書) 特別遺族年金の調整額等(回収額)1-2-3 <修正前> そ及回収額(時効調整後) <修正後> そ及回収額	II-9-105
209		II-9	出力帳票等 (10) 年金内訳リスト ② 年金内訳リスト(特別遺族)	5年以上遡及処理	□ 出力項目の説明 2枚目(年金内訳リスト(特別遺族)) 特別遺族年金の調整額等(回収額)1-2-3 <修正前> そ及回収額(時効調整後) <修正後> そ及回収額	II-9-107
210		II-9	出力帳票等 (15) メッセージリスト	一時金の支払額等を修正する機能	再発再発抑免権限一時金メッセージリスト 「本省へ「文書報告書」を提出してください。」を以下に修正。 「実績入力事業となるので、実績情報訂正処理を行ってください。」	II-9-158

項目	章	章節	目次	考案	変更内容	該当ページ
211		II-10	行政職量入力処理	年金の支払額等を修正する機能	II-10節を追加	II-10
212		II-11	データベース復活処理	データベース復活処理	II-11節を追加	II-11
213	IV.業務資料	IV-2	未処理事業リスト (3) 未処理額一時金・未支給年金未処理リスト	一時金の支払額等を修正する機能	ニ 事務処理 ＜修正前＞ 文書審査書指図(1)第2号により本書(業務書)にて報告すること。 ＜修正後＞ 異議入力事業となるので、異議情報訂正処理を行うこと。	IV-2-9
214		IV-4	支払情報リスト	年金の支払額等を修正する機能	ページ番号の繰り下げ (1) 受給権者金最優先変更リスト(専用) ⇒IV-4-2 (2) 指定年齢到達予定者リスト(専用) ⇒IV-4-5 (3) 支給停止解除予定者リスト(専用) ⇒IV-4-8 (4) 支払取消リスト ⇒IV-4-11 (5) 支払事故通知リスト ⇒IV-4-13 (6) 支払届収データリスト ⇒IV-4-16 (7) 支払停止者リスト(専用) ⇒IV-4-18 (8) 法属書検定リスト(専用) ⇒IV-4-21 (9) 支払不備リスト(専用) ⇒IV-4-23	IV-4-1
215		IV-4	支払情報リスト	年金の支払額等を修正する機能	〔支払情報リスト一頁〕に新要素を追加 (10) 行政職量入力確認及び支払額等決定決断一頁(内払控額調整) (専用)(IV-4-25ページ) (11) 行政職量入力確認及び支払額等決定決断一頁(満期支払額調整) (専用)(IV-4-27ページ) (12) 行政職量処理状況一頁(専用)行政職量処理状況一頁(専用)(IV-4-29ページ)	IV-4-2
216		IV-4	支払情報リスト (10) 行政職量入力確認及び支払額等決定決断一頁(内払控額調整)(専用)	年金の支払額等を修正する機能	行政職量入力確認及び支払額等決定決断一頁(内払控額調整)(専用)を新規追加	IV-4-25-28
217		IV-4	支払情報リスト (11) 行政職量入力確認及び支払額等決定決断一頁(満期支払額調整)(専用)	年金の支払額等を修正する機能	行政職量入力確認及び支払額等決定決断一頁(満期支払額調整)(専用)を新規追加	IV-4-27-28
218		IV-4	支払情報リスト (12) 行政職量処理状況一頁(専用)	年金の支払額等を修正する機能	行政職量処理状況一頁(専用)を新規追加	IV-4-29-31
219		IV-6	異議管理資料	データベース復活処理	ページ番号の繰り下げ (1) 年金支払明細表 ⇒IV-5-2 (2) 年金額等変更リスト ⇒IV-5-5 (3) 異議別年金基本権付数・支払額リスト ⇒IV-5-8 (4) 未処理事業リスト(専用) ⇒IV-5-10 (5) 記録簿一覧表(専用) ⇒IV-5-13 (6) 支払停止者リスト(専用) ⇒IV-5-15 (7) 控除費支給開始メッセージリスト ⇒IV-5-17 (8) 控除費月額改定未支給金リスト ⇒IV-5-19 (9) 控除費月額改定未支給金リスト ⇒IV-5-21 (10) 住居異動確認リスト(専用) ⇒IV-5-23 (11) 労災請求控除費未支給金リスト ⇒IV-5-25	IV-5-1
220		IV-6	異議管理資料	データベース復活処理	下記を新規追加。 (12) DB復活対象チェックリスト(専用) IV-6-27	IV-6-2
221		IV-6	異議管理資料 (12) DB復活対象チェックリスト(専用)	データベース復活処理	DB復活対象チェックリスト(専用)を新規追加。	IV-6-27-28
222	VI.情報検索	VI-(I)	検索画面 2.検索結果一頁画面(再入力画面) (10) 受付検索(一頁)	年金の支払額等を修正する機能	ロ 出力項目の説明 以下項目の「内容」に行政職量入力の場合の出力内容を追記 ・受付年月日 ・決断書種類	VI-(I)-30
223		VI-(I)	検索画面 3.検索結果詳細画面 (6) 受付検索(詳細)	年金の支払額等を修正する機能	ロ 出力項目の説明 以下項目の「内容」に行政職量入力の場合の出力内容を追記 ・請求人氏名 ・支給事由発生日 ・受付年月日 ・変更内容 ・受付処理年月日 ・決断書種類	VI-(I)-82-83
224		VI-(I)	検索画面 3.検索結果詳細画面 (10)一時金異議検索	共通	イ 検索画面 履歴キヤプチャの差し替え	VI-(I)-110-114
225	VI.メッセージ一頁	VI	メッセージ一頁【情報メッセージ】	年金の支払額等を修正する機能	以下メッセージIDのメッセージ文字列を追加 <メッセージID> IN,00013 <メッセージ文字列> 決断書印刷ボタンを押下し、初を印刷してください。	VI-2
226		VI	メッセージ一頁【情報メッセージ】	年金の支払額等を修正する機能	以下メッセージIDのメッセージ文字列を追加 <メッセージID> IN,00014 <メッセージ文字列> 別は印刷しましたか？	VI-2
227		VI	メッセージ一頁【情報メッセージ】	年金の支払額等を修正する機能	以下メッセージIDのメッセージ文字列を追加 <メッセージID> IN,00015 <メッセージ文字列> 複数検索が入力されています(別人目/1人中)	VI-2
228		VI	メッセージ一頁【情報メッセージ】	データベース復活処理	以下メッセージIDのメッセージ文字列を追加 <メッセージID> IN,00016 <メッセージ文字列> 削除するキーにチェックを入れてください。	VI-2
229		VI	メッセージ一頁【情報メッセージ】	データベース復活処理	以下メッセージIDのメッセージ文字列を追加 <メッセージID> IN,00017 <メッセージ文字列> この内容で登録する場合は、「登録」ボタンを押下してください。	VI-2
230		VI	メッセージ一頁【情報メッセージ】	データベース復活処理	以下メッセージIDのメッセージ文字列を追加 <メッセージID> IN,00018 <メッセージ文字列> データベース復活キーの処理が正常に終了しました。	VI-2

項目	章	章節	目次	専攻	変更内容	抽出ページ
231		Ⅵ	メッセージ一覧【情報メッセージ】	データベース復活処理	以下メッセージIDのメッセージ文字列を通知 <メッセージID> IN,0019 <メッセージ文字列> 削除する内容が正しい場合は、「削除」ボタンを押下してください。	Ⅵ-2
232		Ⅵ	メッセージ一覧【業務警告メッセージ】	一時金の支払額等を修正する機能	以下メッセージIDのメッセージ文字列を修正 <メッセージID> WN,0012 <メッセージ文字列> 修正前: 突額訂正事実となるため本省に連絡してください 修正後: 突額訂正事実となります	Ⅵ-5
233		Ⅵ	メッセージ一覧【業務警告メッセージ】	一時金の支払額等を修正する機能	以下メッセージIDのメッセージ文字列を修正 <メッセージID> WN,0016 <メッセージ文字列> 修正前: 先程突額一時金に誤・回が生じました。本省に連絡してください 修正後: 先程突額一時金に誤・回が生じました	Ⅵ-5
234		Ⅵ	メッセージ一覧【業務警告メッセージ】	共通	以下メッセージIDのメッセージ文字列を修正 <メッセージID> WN,0013 <メッセージ文字列> 修正前: 未払いの未支給年金が発生しています。本省に連絡してください 修正後: 未払いの未支給年金が発生しています	Ⅵ-5
235		Ⅵ	メッセージ一覧【業務警告メッセージ】	共通	以下メッセージIDのメッセージ文字列を修正 <メッセージID> WN,0018 <メッセージ文字列> 修正前: 通帳額は継続中年金の支払となります。本省へ連絡してください 修正後: 通帳額は継続中年金の支払となります	Ⅵ-5
236		Ⅵ	メッセージ一覧【業務警告メッセージ】	共通	以下メッセージIDのメッセージ文字列を修正 <メッセージID> WN,0012 <メッセージ文字列> 修正前: この通帳額は最新年金の支払となります。本省へ連絡してください 修正後: この通帳額は最新年金の支払となります	Ⅵ-5
237		Ⅵ	メッセージ一覧【業務警告メッセージ】	年金の支払額等を修正する機能	以下メッセージIDのメッセージ文字列を修正 <メッセージID> WN,0013 <メッセージ文字列> 修正前: 前納付で前払誤差額種が発生しています。本省に連絡してください 修正後: 前納付で前払誤差額種が発生しています	Ⅵ-7
238		Ⅵ	メッセージ一覧【業務警告メッセージ】	一時金の支払額等を修正する機能	以下メッセージIDのメッセージ文字列を修正 <メッセージID> WN,0014 <メッセージ文字列> 修正前: 氏名、住所を訂正する場合には、本省に連絡してください。 修正後: 必要に応じて氏名、住所を訂正してください	Ⅵ-7
239		Ⅵ	メッセージ一覧【業務警告メッセージ】	年金の支払額等を修正する機能	以下メッセージIDのメッセージ文字列を修正 <メッセージID> WN,0015 <メッセージ文字列> 修正前: 要領 面取不要の場合度ちに本省連絡のこと(回収・通帳額の削除必要) 修正後: 要領 面取不要の場合は、回収・通帳額の削除が必要です	Ⅵ-7
240		Ⅵ	メッセージ一覧【業務警告メッセージ】	データベース復活処理	以下メッセージIDのメッセージ文字列を通知 <メッセージID> WN,0019 <メッセージ文字列> 変更・訂正後の4年と重複する4キーが重複データ上に存在します。	Ⅵ-7
241		Ⅵ	メッセージ一覧【業務警告メッセージ】	データベース復活処理	以下メッセージIDのメッセージ文字列を通知 <メッセージID> WN,0020 <メッセージ文字列> 入力した被災者氏名(和)と復活対象データの被災者氏名(和)が相違しています。	Ⅵ-7

項番	章	章節	目次	事項	変更内容	該当ページ
242		Ⅵ	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	年金の支払額等を修正する機能	以下メッセージIDのメッセージ文字列を修正 <メッセージID> EN_00008 <メッセージ文字列> 修正前: 当支払期に行政課量が入力されているため前払一時金の差額・変更・訂正は入力できません。入力のある場合には本署に連絡してください。 修正後: 当支払期に行政課量が入力されているため、当支払期の支払額に影響がでる入力はできません。入力のある場合には、登録済の行政課量情報を取り消したうえで再度入力してください。	Ⅵ-9
243		Ⅵ	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	データベース復活処理	以下メッセージIDのメッセージ文字列を修正 <メッセージID> EN_00090 <メッセージ文字列> 修正前: 支払履歴データが存在しません。本署に連絡してください。 修正後: 支払履歴データが存在しません。データベース削除作業の場合、データベース復活処理により支払履歴の復元を行ってください。	Ⅵ-11
244		Ⅵ	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	年金の通払い金に係る回収方法を切り替える機能	以下メッセージIDのメッセージ文字列を修正 <メッセージID> EN_00131 <メッセージ文字列> 修正前: 年金が継続中である場合の「債権選択」はできません。債権管理する必要がある場合には、本署に連絡してください。 修正後: 年金が継続中で、債権管理する必要がある場合には、決断処理後、債権管理画面により「債権選択」を行ってください。	Ⅵ-12
245		Ⅵ	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	共通	以下メッセージIDのメッセージ文字列を修正 <メッセージID> EN_00141 <メッセージ文字列> 修正前: [処理区分=0]に訂正できません。確認してください。なお、訂正可能な処理区分は「不支給・不変更事由→不支給・不変更事由」への訂正です。支給から不支給又は不支給から支給への訂正は基本権取消事案となるため本署に連絡してください。 修正後: [処理区分=0]に訂正できません。確認してください。なお、訂正可能な処理区分は「不支給・不変更事由→不支給・不変更事由」への訂正です。不支給・不変更事由→支給・変更への訂正は基本権取消事案となります。	Ⅵ-13
246		Ⅵ	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	共通	以下メッセージIDのメッセージ文字列を修正 <メッセージID> EN_00157 <メッセージ文字列> 修正前: 訂正後の被扶養者の生年月日が年金給付基礎日額の算定に用いられる最高・最低限度額の計算年額に影響するため「生年月日」(0)の訂正はできません。基本権取消事案となるため本署に連絡してください。 修正後: 訂正後の被扶養者の生年月日が年金給付基礎日額の算定に用いられる最高・最低限度額の計算年額に影響するため「生年月日」(0)の訂正はできません。訂正が必要な場合は、基本権取消事案となります。	Ⅵ-13
247		Ⅵ	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	共通	以下メッセージIDのメッセージ文字列を修正 <メッセージID> EN_00158 <メッセージ文字列> 修正前: 処理区分「支給・変更」から処理区分「不支給・不変更」への訂正はできません。基本権取消事案となるため本署に連絡してください。 修正後: 処理区分「支給・変更」から処理区分「不支給・不変更」への訂正はできません。訂正が必要な場合は、基本権取消事案となります。	Ⅵ-13
248		Ⅵ	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	共通	以下メッセージIDのメッセージ文字列を修正 <メッセージID> EN_00175 <メッセージ文字列> 修正前: 「受付年月日」の訂正で、特効になります。受付年月日を確認してください。なお、受付年月日が正しい場合には基本権取消の必要があるため本署に連絡してください。 修正後: 「受付年月日」の訂正で、特効になります。受付年月日を確認してください。なお、受付年月日が正しい場合は、基本権取消事案となります。	Ⅵ-14
249		Ⅵ	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	共通	以下メッセージIDのメッセージ文字列を修正 <メッセージID> EN_00176 <メッセージ文字列> 修正前: 「届期年月日」「支給事由発生年月日」は「日」の訂正以外はできません。なお、「日」以外を訂正する必要がある場合は、基本権取消事案となるため、本署に連絡してください。 修正後: 「届期年月日」「支給事由発生年月日」は「日」の訂正以外はできません。なお、「日」以外を訂正する必要がある場合は、基本権取消事案となります。	Ⅵ-14
250		Ⅵ	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	5年以上遡及処理	以下メッセージIDのメッセージ文字列を修正 <メッセージID> EN_00278 <メッセージ文字列> 修正前: 三者連携情報訂正において、訂正入力年月日が三者連携の開始期前年月の属する支払期の翌日から5年以上経過しています。このため支払請求権の効力が適用される期間の支払額が計算できません。本署に連絡してください。 修正後: 三者連携情報訂正において、訂正入力年月日が三者連携の開始期前年月の属する支払期の翌日から5年以上経過しています。このため支払請求権の効力が適用される期間の支払額が計算できません。訂正の必要がある場合は、効力適用の有無に「1」(効力適用無し)を入力して下さい。	Ⅵ-16

項目	章	項目	目次	事別	概要内容	該当ページ
251		VI	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	一時金の支払額等を修正する機能	以下メッセージIDのメッセージ文字列を修正 <メッセージID> EN_00487 <メッセージ文字列> 修正前: 既に実績情報(910)が入力されているため、訂正できません。本画に連絡してください。 修正後: 既に実績情報(910)又は、併合繰上等の定額納付金の入力が入力されているため、訂正できません。	VI-23
252		VI	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	共通	以下メッセージIDのメッセージ文字列を修正 <メッセージID> EN_00835 <メッセージ文字列> 修正前: 「変更年月」と「支給事由発生年月」と同月です。本画に連絡してください。 修正後: 「変更年月」と「支給事由発生年月」と同月です。「変更年月」と「支給事由発生年月」を修正してください。正しい場合は、基本情報更新となります。	VI-27
253		VI	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	共通	以下メッセージIDのメッセージ文字列を修正 <メッセージID> EN_00887 <メッセージ文字列> 修正前: 訂正した年金の後に一時金(失給控除一時金・未支給金等)が発生しているため訂正ができません。基本情報更新となります。本画に連絡してください。 修正後: 訂正した年金の後に一時金(失給控除一時金・未支給金等)が発生しているため訂正ができません。訂正が必要な場合は、基本情報更新となります。	VI-28
254		VI	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	データベース復活処理	以下メッセージIDのメッセージ文字列を追加 <メッセージID> EN_00908 <メッセージ文字列> 入力されたキーと重複する4キーが連番データ上に存在します。データベース削除作業の場合、データベース復活処理により基本情報の復活後に誤処理を行ってください。	VI-32
255		VI	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	年金の支払額等を修正する機能	以下メッセージIDのメッセージ文字列を追加 <メッセージID> EN_10077 <メッセージ文字列> 未決中の給付が存在するため、処理できません。	VI-33
256		VI	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	年金の支払額等を修正する機能	以下メッセージIDのメッセージ文字列を追加 <メッセージID> EN_10078 <メッセージ文字列> 処理対象の給付は、他のオンライン入力により更新されています。再度、変更処理からやり直してください。	VI-33
257		VI	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	年金の支払額等を修正する機能	以下メッセージIDのメッセージ文字列を追加 <メッセージID> EN_10079 <メッセージ文字列> 未決中の行政職量が存在するため、入力できません。未決中の行政職量の削除処理を行ってから入力してください。	VI-33
258		VI	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	年金の支払額等を修正する機能	以下メッセージIDのメッセージ文字列を追加 <メッセージID> EN_10080 <メッセージ文字列> 処理対象となる別の行政職量が存在しません。	VI-33
259		VI	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	年金の支払額等を修正する機能	以下メッセージIDのメッセージ文字列を追加 <メッセージID> EN_10081 <メッセージ文字列> 登録処理を行ったユーザで決算処理を行うことはできません。登録処理を行ったユーザ以外のユーザで決算処理を行ってください。	VI-33
260		VI	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	年金の支払額等を修正する機能	以下メッセージIDのメッセージ文字列を追加 <メッセージID> EN_10082 <メッセージ文字列> 本補付は転給未処理の状態で、行政職量関係処理を行うことができません。転給後に入力してください。	VI-33
261		VI	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	データベース復活処理	以下メッセージIDのメッセージ文字列を追加 <メッセージID> EN_10083 <メッセージ文字列> 登録された復活対象キーが存在しないため、「3:データベース復活キー削除(当日重録分)」は選択できません。	VI-33
262		VI	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	データベース復活処理	以下メッセージIDのメッセージ文字列を追加 <メッセージID> EN_10084 <メッセージ文字列> チェックボックスに入力がありません。削除が必要な復活対象キーのチェックボックスにチェックを入力してください。	VI-33
263		VI	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	データベース復活処理	以下メッセージIDのメッセージ文字列を追加 <メッセージID> EN_10085 <メッセージ文字列> 既に削除されている復活対象キーが存在するため、削除することができません。	VI-33
264		VI	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	データベース復活処理	以下メッセージIDのメッセージ文字列を追加 <メッセージID> EN_10086 <メッセージ文字列> 当日登録した復活対象キーが100件に達しているため、これ以上登録できません。登録した復活対象キーを削除するか、翌日以降に処理を行ってください。	VI-33

項番	章	章節	目次	概要	詳細内容	空白ページ
265		Ⅶ	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	データベース復活処理	以下メッセージIDのメッセージ文字列を追加 <メッセージID> EN_10087 <メッセージ文字列> 復活対象キーは、復活できるデータが存在しないため、データベース復活処理ができません。	Ⅶ-33
266		Ⅶ	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	データベース復活処理	以下メッセージIDのメッセージ文字列を追加 <メッセージID> EN_10088 <メッセージ文字列> 復活対象キーは、既に復活キー登録済みです。	Ⅶ-33
267		Ⅶ	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	データベース復活処理	以下メッセージIDのメッセージ文字列を追加 <メッセージID> EN_10089 <メッセージ文字列> 復活対象キーは、既にデータベース復活済みであるが、重複する転付キーが存在するため、基本種復活ができません。	Ⅶ-33
268		Ⅶ	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	データベース復活処理	以下メッセージIDのメッセージ文字列を追加 <メッセージID> EN_10090 <メッセージ文字列> 復活対象キーは、他局のデータです。基本種復活は自局内のデータのみ行うことができます。	Ⅶ-34
269		Ⅶ	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	データベース復活処理	以下メッセージIDのメッセージ文字列を追加 <メッセージID> EN_10091 <メッセージ文字列> 復活対象キーは、基本種が存在しないため、支払履歴を復活することができません。	Ⅶ-34
270		Ⅶ	メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】	データベース復活処理	以下メッセージIDのメッセージ文字列を追加 <メッセージID> EN_10092 <メッセージ文字列> 復活対象キーは、他局等のデータです。支払履歴復活は自局内のデータのみ行うことができます。	Ⅶ-34